別表六(十二)
「16」欄、「22」欄又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等
事業種							
資産区分	種						
	機械装置等の名						
	取得年月						
	指定事業の用に供した年月日	6 平・・	平・・	平・・	平・・		平・・
取得価額又は製作価額		7 円	円	円		円	円

「22」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第8項」
② 「区分番号」欄:「00492」
③ 「適用額」欄:当該別表六(十二)「22」欄の金額(円単位)

「16」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第7項」又は「平成26年旧措置法第42条の6第2項」
② 「区分番号」欄:「00043」
③ 「適用額」欄:当該別表六(十二)「16」欄の金額(円単位)

当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	(10)×7/100	11			計算	
		当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12			能額金額)	20 円
		当期税額基準額 (12)×20/100	13			戻額	21
		当期税額控除可能額((11)と(13)のうち少ない金額)	14		分	特定生産性向上設備等	(別表六(二十四)「17の②」)
		法人税額超過構成額(別表六(二十四)「16の②」)	15				当期税額控除額 (20)−(21) 22
		当期税額控除額 (14)−(15)	16		特例繰越分	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額((9)のうち(6)が特例対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額) 23
	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額((9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)−(23)	17				繰越限度超過加算額 (23)×7又は10/100 24
		税額控除限度額 (17)×7又は10/100	18		前期繰越分		差引当期税額基準額残額 (13)−(14)−(20) 25
		当期税額基準額残額 (13)−(14)	19				繰越税額控除限度超過額(31の計) 26
							同上のうち当期繰越税額控除可能額((25)と(26)のうち少ない金額) 27
							法人税額超過構成額(別表六(二十四)「15の②」) 28
							当期繰越税額控除額 (27)−(28) 29
					法人税額の特別控除額 (16)+(22)+(29)		30

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (31)−(32)
	31	32	33
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・			円
計			
当期			
当期			
合計			

「29」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第9項」又は「平成26年旧措置法第42条の6第3項」
② 「区分番号」欄:「00044」
③ 「適用額」欄:当該別表六(十二)「29」欄の金額(円単位)

機械装置等の概要

御注意
1 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。)については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。
2 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)。

法 0301−0612